

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

職員の勤務時間、休憩等に関する条例

証人等の実費弁償に関する条例

ふるさと応援寄附条例

地方卸売市場設置管理条例

人事院勧告に伴い職員給与条例の一部改正を行いました。

平成27年度の一般会計、  
（平成28年2月24日）  
専決処分した税条例と  
国保税条例の一部改正の  
承認を行いました。

第一回臨時会

サンスボーツランドに観光課の事務室を新設し、ひらふ地区のさまざまな諸課題に迅速な対応を行うための改正です。ミーティングルームが縮小され、名称が削除されます。今までとおりの利用は可能であり、代替えの場所の検討も行われます。

国行政不服審査法が改正されたことに伴い、行政手続規則条例・情報公開条例・個人情報保護条例・固定資産評価審査委員会条例・手数料条例の一部をまとめて改正するための条例です。

条例の制定

**審議会条例の一部改正**

商工観光課を「観光課」に改め、商工労働を含め  
都市計画、新幹線、景観対策や建築指導を行う  
「まちづくりの新幹線課」

・俱知安町議会委員会条例の一部改正を行いました。

# 「観光課」をひらふ地区 サン・スポーツランドに配置



第1回定例会

平成28年第1回定例会を3月7日から23日までの17日間の会期で開催しました。一般会計、3つの特別会計の平成27年度補正予算を原案どおり可決しました。

新年度の平成28年度一般会計予算は一部を修正して可決しました。特別会計予算と水道事業会計予算は原案どおり可決し、4件の基金の費消も可決しました。(詳細は4頁)

11件の条例の一部改正と委員会条例の一部改正並びに後志広域連合規約に関する協議について審議を行い、全て原案どおりに可決しました。1件の決議と7件の意見書を採択しました。(詳細は25頁)また、広域行政特別委員会を新たに設置しました。

13人の議員が計37件の一般質問を行い、町政全般にわたる議論を行いました。

補正予算

二〇万円の減額です。

# 国民健康保険事業 特別会計

加によります。

公共下水道事業特別会計  
補正予算（第5号）は  
2587万3千円の減額  
です。

終末処理場脱水施設更新などの工事費の不用額により一般会計の繰入金や町債を減額しました。

今37万3千円増額です。出産育児一時金が予定数を下回り476万円の減額となり、後志広域連合負担金は増額です。

特別職職員報酬等審議会の答申に基づいて、令年度から町長 副町長及び教育長の給与と期末手当の額を改正しました。これまで給与の月額を減額していましたが、元に戻します。町長は70万円、副町長は60万円、教育長は55万円です。

また、期末手当の額を期末手当基礎額に百分の420を乗じた額とする

**特別職の職員の給与に関する条例の一部改正**

特別職職員報酬等審議会の答申に基づいて、令年度から町長、副町長及び教育長の給与と期末手当の額を改正しました。これまで給与の月額を減額していましたが、元に戻します。町長は70万円、副町長は60万円、教育長は55万円です。

また、期末手当の額を期末手当基礎額に百分の420を乗じた額とする改正です。

## 各議員の贊否

賛否の分かれた議案のみ掲載しています。他の議案については、全員が賛成しました。

鈴木保昭議長は採決に加わりません。○は賛成、×は反対、△は退席、-は欠席

No. 169 例会

課設置条例及び都市計画審議会条例の一部改正

商工観光課を「観光課」に改め、商工労働を含め  
都市計画、新幹線、景観  
対策や建築指導を行う  
「まちづくり新幹線課」  
を新設する組織・機構の  
見直しです。

サンズボーツランド  
くつちゃん設置管理  
条例の一部改正

サンズボーツランドに  
観光課の事務室を新設し、  
ひらふ地区のさまざまな  
諸課題に迅速な対応を行  
うための改正です。ミー  
ティングルームが縮小さ  
れ、名称が削除されま  
すが、今までとおりの利  
用は可能であり、代替えの  
場所の検討も行われます。  
場所の検討も行われます。

その他に

- 税条例
- 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 職員の勤務時間、休憩等に関する条例
- 証人等の実費弁償に関する条例
- ふるさと応援寄附条例
- 地方卸売市場設置管理

旭ヶ丘公園体育・レクリエーション休憩舎管理運営条例

俱知安町議会委員会条例の一部改正を行いました。

「行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」

- 会条例
- 手数料条例
- 個人情報保護条例
- 固定資産評価審査委員会条例
- 情報公開条例
- 行政手続き条例

国の行政不服審査法が  
改正されたことに伴い、  
たための条例です。

平成7年度(一月又は二月)  
(平成28年2月24日)  
専決処分した税条例と  
国保税条例の一部改正の  
承認を行いました。

人事院勧告に伴い職員  
給与条例の一部改正を行  
いました。

第1回臨時会

第三回臨時会

第2回臨時会

正予算は、職員数の増減  
や中途退職の給与、期末・  
時間外給与の整理による  
ものです。

### 第3回臨時会